

◆土地区画整理審議会委員の選挙について

～立候補を考えている方、興味のある方は是非ご検討ください～

土地区画整理事業の認可後、土地区画整理審議会を設立します。審議会委員10名のうち、学識経験者2名を除く8名の委員を、土地の所有者や借地権者の中から選挙を行って決定します。

令和7年度になりましたら公告し、その後に立候補を受け付ける予定です。

ソシオ流通センター駅周辺地区の土地区画整理事業に関する施行条例が制定されました

令和6年6月に行われた市議会定例会で、ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業に関する施行規程の条例が可決されました。

条例では、事業の名称、施行地区に含まれる地域の名称、土地区画整理審議会、地積の決定の方法、評価、清算に関する事項などについて規定しています。

なお、条例の施行期日は、事業計画決定の公告の日となります。

ご不明な点がございましたら
お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ先

熊谷市役所 産業振興部 東部地域開発推進室（本庁舎7階）
TEL : 048-580-4622 FAX : 048-525-9335
E-mail : tobukaihatsu@city.kumagaya.lg.jp



ソシオ流通センター駅周辺地区 まちづくりだより



©熊谷市 2024.9 発行

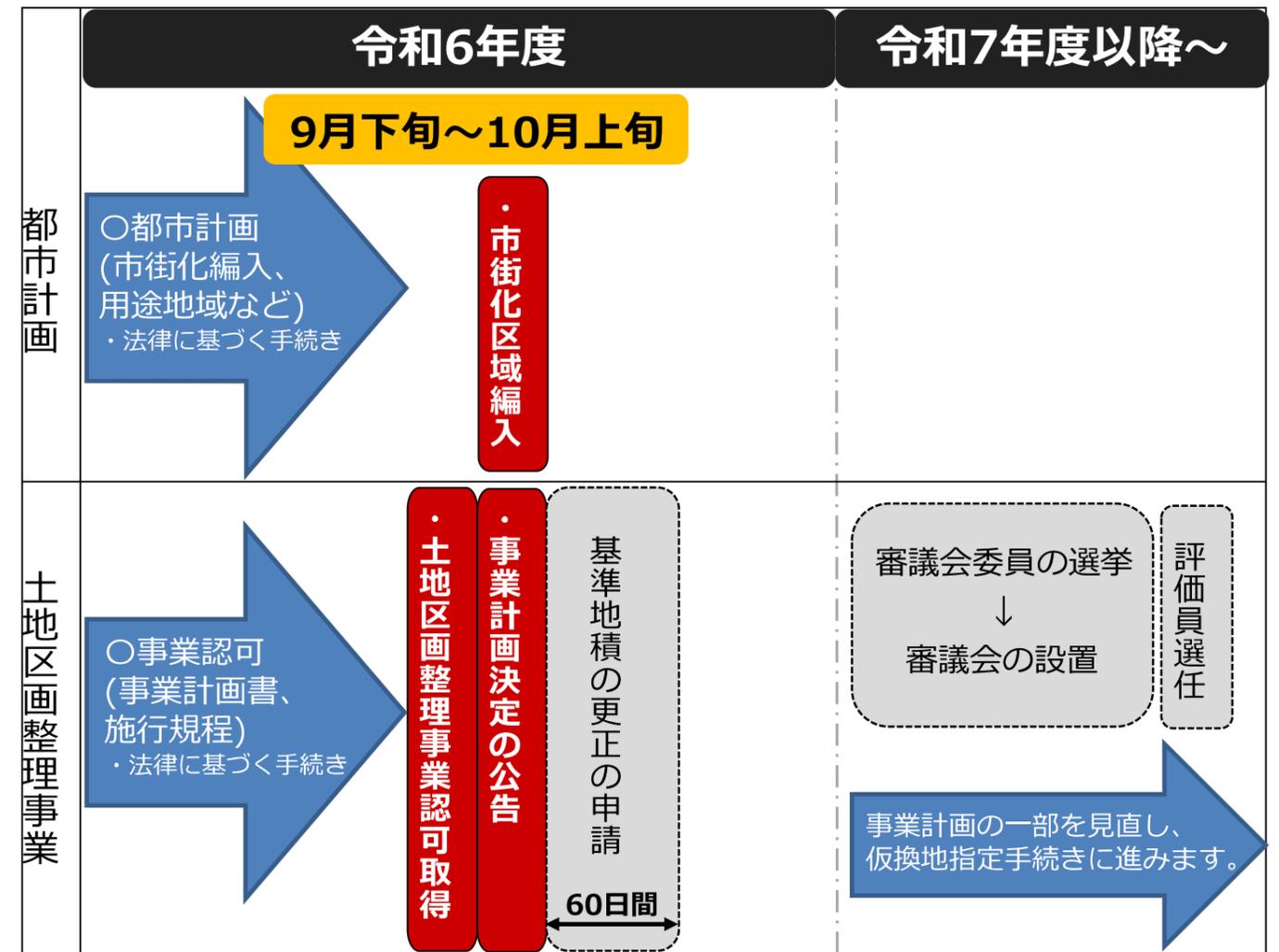
NO.
14

※2ページ以降は土地区画整理事業区域内の方が対象になります。

スケジュールについて

令和5年度後半から令和6年度前半にかけて、法律に基づく手続きや、市及び県の都市計画審議会が行われました。また、土地区画整理事業についても、事業計画の縦覧等を行い、現在は、埼玉県に事業の認可申請を行っているところです。

令和6年9月下旬～10月上旬には、市街化区域編入と土地区画整理事業の認可取得が完了する見込みです。認可を取得した後、事業計画決定の公告を行うことで事業に着手することが可能となります。



土地区画整理事業が始まると、土地区画整理事業区域内の関係者の方にはいろいろな手続きが必要になることがあります。

今回は、事業計画決定の公告後に行う手続きについてお知らせします。

今後も随時、ご案内いたします。



◆ 基準地積の更正の申請について ◆

～申請される方はお早めにご準備を～

※「基準地積」は土地登記簿の面積です。

土地区画整理事業は、登記簿の面積を基準にして進めていきますが、所定の手続きにより土地を測量し、申請していただくことで、実際に測量した面積で進めていくことができます。

皆様がお持ちの土地の中には、登記簿に記載されている面積と、実際の土地の面積が一致していないことがあるため、このような手続きがあります。

※面積の変更は任意の手続きです。義務的なものではありません。
※現地の測量や手続きにかかる費用は自己負担になります。

【申請期間】

■事業計画決定の公告の日から60日以内です。

現在は事業の認可申請の手続き中であり、事業計画決定の公告の日はまだ決定しておりませんが、令和6年9月下旬～10月上旬頃を予定しております。基準地積の更正の申請に関する書類を、後日郵送させていただきます。

◆ 未登記の権利の申告について ◆

～登記されていない土地の権利(借地権など)を有する方は申告を～

法務局の土地登記簿に登記されていない権利は、市で確認することができません。例えば土地を借りて建物を建てている場合、その権利の種類及び内容を申告していただくことで、土地区画整理審議会委員の選挙権や被選挙権、仮換地の指定や清算金などの権利や義務が発生します。

土地について所有権以外の権利をお持ちの場合は、申告していただきますようお願いいたします。

※申告は、事業計画決定の公告の日以後、事業施行中はいつでも受け付けます。

※審議会委員選挙の選挙人名簿作成期間や、仮換地指定・換地計画の決定のために受付を停止する場合があります。

◆ 建築行為等が制限されます ◆

～区画整理の支障となる可能性のある行為を規制します～

事業計画決定の公告の日以後は、仮換地（区画整理後の予定の土地）が使用できるようになるまで、原則として、建築行為等ができなくなります。

仮換地に建物を新築または増改築するなど、以下のような場合に土地区画整理法第76条の許可申請が必要になりますのでご注意ください。

- 建物や工作物（ブロック塀や擁壁など）の新築、増改築を行う場合
- 土地の区画や形質を変更する場合（例えば土地の切土、盛土による宅地造成など）
- 移動が容易でない物件の設置やたい積を行う場合